

尼崎市における総合計画にかかるこれまでの取組状況

(1) 総合計画にかかる本市の取組状況

本市では、昭和 44 年の地方自治法改正による基本構想の策定義務化以降、4 次に亘って基本構想を策定してきた。

「第 1 次まちづくり基本構想」(昭和 46～56 年度、計画期間 11 年)

- ・ 策定当時は高度経済成長が終盤にさしかかる時期であり、産業の急速な発展に伴って、人口の増加が進んでいた(ピークは昭和 45 年(約 55.4 万人))。一方で、公害の発生や生活関連の社会基盤の未整備が深刻な問題となっていた。
- ・ そうした背景もあり、基本構想は都市像として「快適な職住都市」を掲げ、施策の冒頭に公害対策を挙げているほか、下水道等生活関連社会基盤の整備をまちづくりの主要課題ととらえて構成している。

「第 2 次尼崎市総合基本計画」(昭和 55～65 年度(平成 2 年度)、計画期間 11 年)

- ・ 「人間性豊かな職住都市」を都市像に掲げ、併せて「生活基盤をととのえる環境都市」「市民経済をつちかう産業都市」「人間社会をきづく市民都市」を打ち出している。
- ・ 当時の時代背景として、日本全体が高度経済成長の終焉を迎え、安定成長期に移行する中で、本市においては工場再配置促進法等の影響により、工場の市外流出が進んでいたほか、市南部の人口減少と北部の人口増加、といった市内の発展バランスの問題などが顕在化しつつあった。
- ・ そうしたこともあり、施策の冒頭には「緑と空間の確保」として生活環境の改善に向けた取り組みを掲げ、無秩序な土地利用の改善などに努めるなど、暮らしやすいまちづくりにむけた方向性を打ち出している。

「第 3 次尼崎市総合基本計画」(昭和 61～70 年度(平成 7 年度)、計画期間 10 年間)

- ・ 都市像や基本理念は第 2 次のものを継承しているが、時代背景としては産業の構造変化が進む中で、本市においても南部の工業地帯の空洞化などが問題となっていたため、「産業構造の高度化」を施策として打ち出している。
- ・ このほかにも、「国際交流の促進」の章の設置、「女性の社会参加の促進」の節の設置など、時代の変化への積極的な対応に努めている。

「第 4 次尼崎市総合基本計画」(平成 4～37 年、計画期間 34 年)

- ・ 都市像として「にぎわい・創生・あまがさき」を掲げ、「文化の創造」「スポーツ・レクリエーション」といった項目が施策として冒頭に挙げられるなど、ライフスタイルの多様化や、都市イメージの向上といった側面への対応を重視している。
- ・ また、環境問題に地球環境問題を意識した節の設置や福祉施策における「ノーマライゼーション」の節の設置など、現在につながる問題設定がなされているが、一方で当時のバブル景気を背景とした積極的な開発志向が見られる部分もあり、現在の社会情勢にはなじみにくい部分もある。

【本市の総合計画と時代背景】

総合計画	都市像	基本理念	まちづくりの主要課題	時代背景
第1次 まちづくり基本構想 [計画期間] 昭和46～56年度	快適な職住都市		<ul style="list-style-type: none"> ・公害問題の解決 ・都市環境の改善 ・下水道等生活関連社会基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済の高度成長 ・公害問題等経済成長に伴う「歪み」の顕在化
第2次 尼崎市総合基本計画 [計画期間] 昭和55～65年度 (平成2年度)	人間性ゆたかな 職住都市 ・生活基盤をととのえる環境都市 ・市民経済をつちかう産業都市 ・人間社会をきずく市民都市	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で健康に過ごすことができること ・働くにも住むにも便利でくらしよいこと ・生きがいとゆとりのある人生がおくれること 	<ul style="list-style-type: none"> ・市南部の人口減少と北部の人口増加 ・市内産業の停滞 ・工場の市外流出に伴う雇用不安 ・住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度成長の終焉、安定成長への移行 ・工場再配置促進法等の影響により工場の市外流出が進む
第3次 人間性豊かな職住都市をめざして 尼崎市総合基本計画 昭和61～70年度 (平成7年度)			<ul style="list-style-type: none"> ・市域の人口減少 ・南部の工業地帯や既存市街地の空洞化 ・南部地域の高齢化 ・地価の高騰に伴う宅地の細分化 ・産業の高度化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・急速な円高が進み、産業の構造変化が進む ・老人保健医療の開始 ・男女雇用機会均等法の成立 ・市域の人口減少はペースが鈍化
第4次 にぎわい・創生 あまがさき 尼崎市総合基本計画 平成4～37年度	にぎわい・創生・あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> ・人にやさしいまちづくり ・都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり ・個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化を基軸とした都市の魅力の発信 ・南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・バブル期の経済成長。 ・価値観の多様化、女性の社会進出の進行

(2) 尼崎市における総合計画の現状

第4次総合計画における基本構想のもとに10年間の基本計画を策定してきた。「第1次基本計画」(平成4～13年度)に続き、「第2次基本計画」(平成13～22年度)を策定し、その推進に向けた具体的事業内容等を示した第1次実施計画案(平成13年度～平成15年度)を策定したものの、平成13年度一般会計予算の否決とともに急激な財政悪化を受け、その後は単年度ごとに財政収支を踏まえながら、第2次基本計画の施策体系に基づく事業の展開を図ることとなった。

更に、計画策定後、本市は財政再建団体への転落が危惧される厳しい財政状況に直面したことから、平成15年度から平成19年度までを期間とする「尼崎市経営再建プログラム」による行財政改革に力点を置いた取組を進め、その危機は回避できたものの、多額の財源対策(基金や市債の活用等)により収支均衡を図る状況にあり、十分な構造改善を図るまでには至らなかった。

引き続き、平成20年度から平成24年度までを計画期間とする「あまがさき」行財政構造改革推進プラン(以下「プラン」という。)により、実質的な収支均衡に向けた取組を進めているが、昨春秋以降の世界同時不況の影響から、より一層の収支不足が見込まれるなど、地方財政健全化法により新たに設定された「早期健全化団体」への転落も危惧される大変厳しい状況にある。

第2次基本計画では、「計画推進における基本姿勢」において、「当面行財政改革に力点を置くこと」としており、厳しい財政制約の下、行財政改革の取組を進めることで、今日的課題に対応するための事業を選択しながら計画の施策体系に沿った事務事業の展開を図っているところである。